

公益財団法人日本海事広報協会

役員、評議員等の報酬等並びに費用の支給基準に関する規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本海事広報協会定款（以下「定款」という。）

第16条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本海事広報協会（以下「本会」という。）の役員、顧問及び評議員の報酬等並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とし、公益法人関係法令の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 顧問 定款第34条第1項の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員 定款第13条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、次号に定める費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬及び費用

(報酬)

第3条 役員、顧問及び評議員は無報酬とする。ただし、常勤役員等に対しては、職務遂行の対価として、報酬及び賞与を支給することができる。

2 常勤役員の報酬月額は、前項の対価として別表第1に定める金額を上限とする。

3 各常勤役員の報酬月額は、前項の金額の範囲内で、理事会及び評議員会の決議を経て定める。

(支給日)

第4条 常勤役員の報酬月額は、毎月定まった日に支給するものとする。

(通勤費)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第6条 役員、顧問及び評議員がその職務遂行に当たり負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第3章 役員退職金

第7条 常勤役員が退任した場合は、理事会及び評議員会の決議を経て、役員退職金を支給することができる。

2 常勤役員が退任した場合は本人に、死亡により退任した場合はその遺族に支給する。

(役員退職金の支給額)

第8条 役員退職金の支給額は、別表第2の算式により算出する。

2 第11条後段の規定により引き続き在任したものとみなされた者の役員退職金の支給額は、退任又は死亡の日における当該異なる役職ごとの報酬月額と異なる役職ごとの在任期間により、前項の算式により算出した額の合計額とする。

(在任期間の計算)

第9条 役員退職金の算出の基礎となる在任期間及び役職別期間の月数の計算については、常勤役員の就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

2 在任期間のうち、欠勤等により職務に就かなかった期間（職務に就いた日の属する月を除く。）があるときは、当該期間を前項の規定により計算して得た在任期間から減ずるものとする。

(役員退職金の増額)

第10条 常勤役員が職務上特に功労があったと認めるときは、会長は、第8条第1項の規定により算出した額の外、その功労等を考慮して役員退職金を増額すること

ができる。

2 前項の規定による増額についても、第7条第1項の適用があるものとする。

(再任等の取扱い)

第11条 常勤役員が任期満了の日（定款第32条第4項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により職務を行う期間が満了する日。以下この条において同じ。）又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命された場合は、その者の役員退職金の支給については、その者は引き続き在任したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

第4章 雜則

(報酬等の支給方法)

第12条 報酬等は、通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人から申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年1月27日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年8月1日から施行する。（移行登記）

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

理事長 1,200,000円

常務理事 1,000,000円

別表第2

役員退職金の支給額=退任又は死亡の日における報酬月額（第3条第3項に定める報酬月額をいう。）×0.145×在任期間